

避難場所・避難所マップ

富山地域 | 和合・呉羽・富山西部

備蓄品①

「非常持ち出し品」を準備しましょう！

「非常持ち出し品」は、災害発生時に、安全に避難するための必要最低限のものです。いざという時に持ち出しやすい場所に置きましょう。

また、普段からカバンに防災グッズを入れておくと安心です。その際には持ち運びできる量にしましょう。



「非常持ち出し品」をチェック

- ☐ 飲料水(500ml×2～3本)
- ☐ 食料(そのまま食べられるもの1～2食)
- ☐ 常備薬(処方箋・お薬手帳)
- ☐ 携帯トイレ



日用品など

- ☐ 懐中電灯
- ☐ 携帯ラジオ
- ☐ 携帯電話・充電器
- ☐ 雨具
- ☐ タオル
- ☐ ホイッスル
- ☐ ウェットティッシュ
- ☐ ポケットティッシュ
- ☐ マスク
- ☐ 救急セット

貴重品など

- ☐ 現金
- ☐ 通帳・印鑑
- ☐ 身分証明書
- ☐ 家族の写真

そのほか必要なもの

- ☐
- ☐
- ☐
- ☐

備蓄品以外にも、「障害者手帳」や車イス、コミュニケーションの手段など、それぞれ必要になるものを確認し、備えておきましょう。

備蓄品②

災害時に備え家庭で、備蓄品の準備しましょう！

大規模な災害が発生したときは、電気、ガス、水道などのライフラインが止まってしまうことも…そんなときにも、生活できるように準備が大切です。



「備蓄品」をチェック

- ☐ 飲料水(1人1日3リットル)
家族×3L×7日=
- ☐ 生活用水(お風呂の残り湯など)
- ☐ 常備薬(処方箋・お薬手帳)
- ☐ 食料(レトルト食品など調理不要のものも用意)
家族×3食×7日=
- ☐ 簡易トイレ
家族×5回×7日=

日用品など

- ☐ ごみ袋・ポリ袋
- ☐ ティッシュペーパー
- ☐ トイレトペーパー
- ☐ ウェットティッシュ
- ☐ ラップ
- ☐ マウスウオッシュ・歯ブラシ
- ☐ ドライシャンプー
- ☐ マスク
- ☐ 消毒液
- ☐ 手回しラジオ
- ☐ カセットコンロ・ボンベ
- ☐ モバイルバッテリー・ケーブル
- ☐ 乾電池
- ☐ 懐中電灯・LEDランタン
- ☐ 救急箱
- ☐ 体温計
- ☐ 体温計
- ☐ 紙皿・紙コップ・割り箸など
- ☐ 毛布
- ☐ タオル
- ☐ 衣類(肌着・靴下)
- ☐ 雨具・長靴
- ☐ メガネ
- ☐ コンタクトレンズ・洗浄液
- ☐ 給水用ポリタンク
- ☐ 携帯用カイロ

女性用品

- ☐ 生理用品
- ☐ 中の見えない色(黒等)のポリ袋
- ☐ ハンドクリーム・リップ

高齢者用品

- ☐ おかゆ等やわらかい食品
- ☐ 補聴器(電池も)
- ☐ 入れ歯洗浄剤

乳幼児用品

- ☐ 粉ミルク・離乳食
- ☐ おむつ・おしりふき

ローリングストックで食品の「家庭備蓄」

「ローリングストック」とは、普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法です。



○測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 6JHf 124
○本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

避難場所・避難所

最寄りの避難場所や避難経路について確認しておきましょう。

区分	名称	電話番号
広域避難場所	① 富山県五福公園	432-5073
	② 富山市舞台芸術パーク	434-4100
第1次避難所	① 桜谷小学校	432-4235
	② 五福小学校	432-4786
	③ 神明小学校	421-7061
	④ 四方小学校	435-0019
	⑤ 八幡小学校	435-0144
	⑥ 草島小学校	435-0159
	⑦ 倉垣小学校	435-0368
	⑧ 呉羽小学校	434-3100
	⑨ 長岡小学校	432-2594
	⑩ 寒江小学校	436-5594
	⑪ 古沢小学校	434-1379
	⑫ 老田小学校	436-5208
	⑬ 池多小学校	436-5700
第2次避難所	① 西部中学校	432-4787
	② 和合中学校	435-1156
	③ 呉羽中学校	434-3200
第3次避難所	① 富山大学附属小・中学校	445-2806
	② 富山工業高校	441-1971
	③ 富山大学五福キャンパス	445-6011
	④ 富山大学杉谷キャンパス	434-2281
	⑤ 富山商業高校	441-3438
	⑥ 呉羽高校	436-1056
	⑦ 富山短期大学	436-5146
	⑧ 富山総合支援学校	441-8261
その他避難所	① 富山市民芸術創造センター	434-4100
	② 富山県呉羽青少年自然の家	434-1908

※「○」は周辺地域の避難場所・避難所です。

- 【避難所の体系】
- 災害時に危険を一時的に回避する避難場所として、広域避難場所を設けています。
 - 災害時に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある市民が応急生活をするための場所として避難所を設けています。
- 第1次避難所 災害発生時等において第1次に開設する避難所
第2次避難所 第1次避難所に収容しきれない場合等において開設する避難所
第3次避難所 第1次避難所、第2次避難所が収容しきれない場合等において開設する避難所
その他避難所 第1次、第2次、第3次避難所を補完する避難所

